別表六の二(五)の表中「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(五)付表「1」の合計）」を「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)付表「1」の合計）」に、「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「12」の合計）」を「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「12」の合計）」に、「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 ⑷×（$\frac{5}{100}$、⑹又は⑺） （⑷≦（⑶×$\frac{5}{100}$）の場合は０）」を「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 ⑷×（⑹又は⑺） （⑷≦（⑶×$\frac{5}{100}$）の場合は０）」に、「平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計）」を「平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「12の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「13の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第68条の９第９項（」を「第68条の９第４項（」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「平成26年旧措置法」という。）第68条の９第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）」を削り、同第11号及び第13号を削り、同第四号中「第68条の９第９項第１号又は平成26年旧措置法第68条の９第９項第１号」を「第68条の９第４項第１号」に、「租税特別措置法第68条の９第９項第２号」を「同項第２号」に改め、同号を同第11号とし、同表を別表六の11とし、同表の前に次の11表を加える。